

網走市立潮見小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止のための基本的な方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止のための対策

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ア 学校の具体目標である「友だち大好き（徳）」の下、いじめをしない、させない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、社会的素地としての対人コミュニケーション能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ウ 保護者及び地域の方々、その他関係機関と連携し、情報交換及び共通理解を図りつつ信頼関係を築き、課題解決に臨む。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、アセス及びいじめ防止標語を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- ア いじめ調査等
 - いじめを早期に発見するため、日頃から児童が示す小さな変化やサインを見逃さないとともに、在籍する児童に対する定期的な調査を次の通り実施する。
 - (ア) 児童対象いじめアンケート調査 年2回（6月、11月）
 - (イ) アセス結果をもとにした聞き取り調査 年2回（7月、12月）
 - (ウ) 「いじめ・不登校を防ぐチェックリスト」 随時活用

イ ミニ教育相談

学級の様子や気になる児童の様子、ちょっとした問題行動などを学年打ち合わせの際に交流し、共有データ「ミニ教育相談記録」に記録を残し、全職員が情報を交流し共有する。

ウ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、「いじめ相談窓口」を設置し、相談体制の整備を行う。

エ いじめの防止等のための対策に従事する資質の向上

いじめ防止のため、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止する具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、教職員の資質向上にむけた研修等を計画していく。

③ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット等を通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるよう、必要な啓発活動を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 「教育相談委員会」の活用

いじめの防止等を実効的に行うため、不登校・いじめ・問題行動・保護者とのトラブルへの対応の機能を担う「教育相談委員会」を活用する。

<構成員>

校長、教頭、生活部、該当学年、養護教諭、（専科・ST）

<活 動>

ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、情報収集、教育相談）

イ いじめ防止に関すること。

ウ いじめ事案に対する対応・調査に関すること。

エ いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

② いじめに関する措置

ア いじめに関する相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするため、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所管の警察署等と連携して対処する。